北京路浩
CN-KnowHow

Newsletter

Add: 中国北京市豊台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161
Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage:www.cnkip.com

Topic-1

CNIPA、中国「専利法実施細則の改正意見」について意見募集を開始（Page2）

2020 年 11 月 27 日に CNIPA は「専利法実施細則の改正意見」の意見募集稿を公布し、2021 年 1 月 11 日まで公衆に向けて意見を募集している。

Topic-2

中国最高裁、知財判決の執行に関する実施計画およびガイダンスを公布（Page5）

2020 年 12 月 10 日に中国最高裁判所は知的財産権に関わる判決の執行について、実施計画とガイダンスを公布した。知的財産権に対する司法的保護を強化し続けている。

Topic-3

知財統計（Page8）

1．CNIPA、2020 年 1～11 月主要な中国知財統計データについて

2．WIPO、2020 年 12 月 7 日に「世界知的財産指標」年次報告を公布

Topic-4

ブリーフニュース（Page10）

1．CNIPA、「専利審査指南」改正案が正式公布され、2021 年 1 月 15 日から施行

2．CNIPA、知財行政法執行の指導事例を発表

Topic-5

路浩ニュース（Page12）

2020 年 12 月 14 日に、弊所弁護士は中国 IPG の専門委員会会合で「民事訴訟における証拠に関する若干の規定」について演説した。

Newsletter

Add: 中国北京市豊台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161
Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage:www.cnkip.com

Topic-1

CNIPA、中国「専利法実施細則の改正意見」について意見募集を開始

中国専利法の改正に合わせて、CNIPA は専利法実施細則の改正作業を展開し始め、2020 年 11 月 27 日に「専利法実施細則の改正意見」の意見募集稿を公布し、2021 年 1 月 11 日まで公衆に向けて意見を募集している。

改正内容について

まずは、専利法に関連する主要な改正内容として、主に以下の点に集中している。

1）期限補償に関連する条項である。専利権付与の期限補償、薬品専利期限補償等。
2）意匠制度に関連する条項である。部分意匠及び意匠の国内優先権に係る。
3）開放許諾に関連する条項である。開放許諾声明に関する各種手続き。
4）行政保護に関連する条項である。重大な影響を及ぼす専利侵害紛争の処理に係る。
5）機構改革に関連する具体的な表現改正などに係る。（eg：専利複審委員会の削除）

そして、実務のニーズに応じた規定の改正については、基本的に上記の五点を巡って詳細に規定されている。詳しくは、下記のように簡単に紹介する。

期限補償について

- 新設　第八十五条の二：専利法第四十二条第二項により発明専利権の期限補償を請求する場合、専利権者は専利の権利付与公告日から 3 ヶ月以内に国務院専利行政部門に提出しなければならない。

- 新設　第八十五条の四：中国で販売許可を取得した化学薬品、生物製品及び漢方薬の新薬に係る製品専利、製造方法専利又は医薬用途に係る専利について、薬品専利期限補償条件を満たした場合、薬品専利期限補償を与えることができる。

  前項にいう新薬に係る専利とは、国務院薬品監督管理部門が初回に販売を許可した新薬の有効成分に係る専利を指す。漢方薬新薬専利には、漢方薬革新薬に係る専利と機能特性を増やした漢方薬改良型新薬に係る専利が含まれる。

Add: 中国北京市豊台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F　〒100161
Tel: 86-10-62113695　Fax: 86-10-62198011　Email: int@cnkip.com　Homepage:www.cnkip.com

- 新設　第八十五条の五：薬品専利期限補償期間の計算式は、登録申請した新薬が中国で販売許可を取得した日から専利出願日を引き、更に 5 年を引くことである。

意匠制度について

- 第二十七条 部分意匠専利を出願する場合、製品全体の正投影図を提出した上、破線と実線の組み合わせ又はその他方法で保護を求める内容を示さなければならない。

- 第二十八条 部分意匠専利を出願する場合、必要に応じて簡単な説明において、保護を求める部分を明記する。

- 第三十二条　…意匠専利出願の出願人は国内優先権を主張する場合、先願が発明又は実用新案専利出願であれば、図面に示される同一の主題について意匠専利を出願することができる。先願が意匠専利出願であれば、同一の主題について意匠専利を出願することができる。…

- ハーグ協定に合わせる第十一章の「意匠国際出願に関する特別規定」が新設された。
  新設　ヘーグ協定に係る章の二：出願人は国際事務局に意匠国際出願を提出することができ、国務院専利行政部門を介して意匠国際出願を提出することもできる。

開放許諾について

- 新設　第七十二条の二：専利権は開放許諾を実施する場合、専利権者はこの専利権の付与を公告された後、国務院専利行政部門に開放許諾声明を提出しなければならない。
  共有者は共有専利権について開放許諾声明を提出する又は取り下げる場合、共有者全員の同意を得なければならない。
  開放許諾声明において次のような事項が明記されなければならない。
  （一）専利番号
  （二）専利権者の氏名又は名称
  （三）専利許諾実施料の支払方式と基準
  （四）専利許諾の期限
  （五）その他の明確にすべき事項

行政保護について

- 新設　第八十条の一：次の状況のいずれかに該当する場合、専利法第七十条にいう重大な影響を及ぼす専利侵害紛争に当たる。

Add: 中国北京市豊台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F　〒100161
Tel: 86-10-62113695　Fax: 86-10-62198011　Email: int@cnkip.com　Homepage:www.cnkip.com

（一）公共利益に係る場合
（二）業界の発展に影響を及ぼす場合
（三）地域横断的な重大な事件である場合
（四）国務院専利行政部門は同部門が行政裁決を行うべきと認めるその他の場合

その他の規定について

- 第二、四条　各種手続の書面形式には電子形式と紙形式が含まれる。電子形式で手続を提出する場合の提出日は、国務院専利行政部門の電子システムが受け取った日付とする。
- 第六条 権利回復請求のタイミング：国務院専利行政部門の通知を受け取った日又は復審の請求期限が満了した日より起算して 2 ヶ月以内
- 新設　第三十一条の一：専利法第二十九条に規定する期限内に国務院専利行政部門に対し同一の主題について専利出願をしなかった場合、発明又は実用新案専利の出願人は期限満了日から 2 ヶ月以内に優先権の回復を請求することができる。出願人は優先権の回復を請求する場合、優先権回復請求書を提出し、理由を説明すると共に、所定の費用を納付しなければならない。上記の規定に従って回復手続きを行わなかった場合、優先権を主張しなかったものとみなされる。
- 新設　第三十一条の二：出願時に優先権書面声明を提出しなかった、又は請求書において先願の出願日、出願番号、元の受理機関の名称を記入しなかった若しくは間違って記入した場合、発明又は実用新案専利の出願人は優先権日から 16 ヶ月以内に、又は出願日から 4 ヶ月以内に、優先権主張の追加又は補正を請求することができる。
- 第五十条 出願人は発明又は意匠専利出願について延期審査を請求することができる。
- 第五十六～五十七条 実用新案又は意匠専利権の専利権評価報告書について、
  作成請求ができるタイミング：権利付与決定が公告された後
  請求できる当事者：如何なる機関又は個人
  作成機関：国務院専利行政部門
  作成機関による専利権評価報告書の作成期限：1）作成申請書を受け取ってから 2 ヶ月以内、2）出願人が専利権登記手続きを行う際に専利権評価報告書の作成を申請した場合、権利付与公告日から 2 ヶ月以内、とする。

リソース：CNIPA　https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/27/art_75_155294.html

Newsletter

Add: 中国北京市豊台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161
Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage:www.cnkip.com

Topic-2

中国最高裁、知財判決の執行に関する実施計画およびガイダンスを公布

知的財産権に対する司法的保護を引き続き強化し、知的財産権判決を着実に執行するために、中国最高裁判所は 2020 年 12 月 10 日に、「知的財産権判決の執行に関する業務ガイダンス」と「知的財産権判決の執行に関する業務実施計画」をそれぞれ公布した。以下に両文書の主要内容について簡単に紹介する。

「知的財産権判決の執行に関する業務ガイダンス」について

主要な条項において、民事、行政、刑事が大概通用できるので、以下は民事事件を中心に紹介する。

当事者の保全申請は訴訟前にも訴訟中にも可能

- 訴訟前：利害関係者は緊急状況で、即時に保全申請をしなければその合法的な権利に救済できない損害が起こる場合、訴訟提起前に被保全財産の所在地又は被申請人の住所又は案件管轄権のある裁判所に保全申請することができる。申請人は担保を提供しなければならず、担保を提供しなければ申請を拒絶する。

- 訴訟中：一方当事者の行為又はその原因で、判決を執行させにくい、又は当事者にその他損害を起こす場合、当事者は相手方の財産に対して保全申請をし、一定の行為の実施又は禁止を命じることができる。当事者が申請しなかった場合、裁判所は必要時に応じて保全の実施を裁定することもできる。裁判所は保全措置を施す場合、申請人に担保の提供を命じることができ、申請人が担保を提供しなければ申請を拒絶する。

強制的執行

- 当事者は法的効力が発効した法律文書を履行しなければならない。一方当事者が履行しない場合、相手方は管轄権のある裁判所に執行申請をすることができる。

- 外国裁判所から下された発効済みの判決・裁定に対して、中国裁判所に承認・執行される必要がある場合、当事者より直接に管轄権のある中級裁判所に承認と執行を申請する

Add: 中国北京市豊台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161
Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage:www.cnkip.com

ことができ、又は両国間が締結した国際協議・条約又は互恵原則に即して、裁判所の承認・執行を申請することができる。

- 執行申請の期間は 2 年間とする。起算日は、法律文書に規定する履行期間の最後日より起算する。分割履行期間と規定される場合、各履行期間の最後日より起算する。履行期間を規定していない場合、法律文書の発効日より起算する。

被執行人の財産状況の確認

- 1）執行申請人からの情報提供；2）執行申請人は被執行人に財産状況を報告させようと命じることを裁判所に申請する；3）裁判所はオンラインシステムによって被執行人の資金、動産、不動産等について調査を行う。

裁判所が講じられる執行措置

- 裁判所は、被執行人の財産を発見した後、状況に応じて、封印、押収、凍結、配賦、価格変更、第三者へ負債履行通知の発行などの措置を講じることができる。
- 裁判所は被執行人の銀行預金又は電子銀行預金を凍結する期間が 1 年以内とし、動産を封印・押収する期間は 2 年以内とし、不動産の封印および株式や知的財産権等の凍結は 3 年以内とする。
- 上記以外に、当事者は状況によって被執行人への消費制限、出国制限、不誠実リストの記入などを裁判所に申請することもできる。

執行中の救済

- 当事者、利害関係者は執行行為に法違反行為があると認識した場合、書面にて異議を申立することができる。
- 執行中に、非当事者は執行される標的物に対して、所有権又は執行を阻止できるその他の譲渡、交付による実体的権利を主張する場合、書面にて異議を申立することができる。

執行の終了

- 被執行人が執行される財産があれば、一般的に立案日から 6 ヵ月以内に執行を終了する。

Newsletter

Add: 中国北京市豊台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161
Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage:www.cnkip.com

「知的財産権判決の執行に関する業務実施計画」について

判決執行の質と効率をより向上する：

- 法に依って素早く被執行人の財産を探し、コントロールすること。
- 被執行人財産の確認・コントロールに向けるオンラインシステムの応用を強化すること。
- 被執行財産の評価を関連する法規定によって行うこと。
- 被執行財産の処置処分を関連する法規定によって行うこと。
- 罰金、拘束、消費制限、誠実信用懲罰などの措置を利用して、被執行人に判決を履行させる；同時に、執行中に各方の当事者の合法的権益をも配慮し、異議、復審など救済措置も保障する。
- 「最高裁判所が民事訴訟法の適用に対する法釈」の規定により、被執行人が履行しない行為義務を他人が代わって履行することができ、履行により生じた費用は被執行人が負担する。
- 執行の効率を向上するために、裁判所は案件の難易又は複雑さ等の特徴によってフレキシブルに処理する。
- 異なる地域へ執行に行く必要がある場合、法に依って案件執行処理システムにて現地裁判所に委託することができる。
- 市場監督、税関、知的財産権などの主管部門間の協力を強化すること。

知財判決執行の公開を推進する：

- 法に依って知財判決執行の公開を引き続き推進する。また、執行中に得た国家秘密、営業秘密、プライバシーなどを漏洩せずに厳守する。
- 執行情報公開サイトをより改善する。
- 当事者に案件の進捗状況、肝心な執行措置などの特定的な情報を公開することをより改善する。
- 知財判決の執行結果の四半期報告制度を設立する。

リソース：中国最高裁判所
http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-278241.html
http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-278231.html

Newsletter

Add: 中国北京市豊台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161
Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage:www.cnkip.com

Topic-3

知財統計

1. CNIPA、2020 年 1～11 月主要な中国知財統計データについて

専利：

単位：万	出願件数			登録件数		
	2020 年	2019 年同期	2019 年 1～12 月	**2020 年**	2019 年同期	2019 年 1～12 月
特許	**140.3**	123.8	140.1	**47.0**	41.7	45.3
実用新案	**272.6**	201.2	226.8	**215.2**	141.0	158.2
意匠	**70.0**	64.3	71.2	**67.2**	49.8	55.7

（＊香港、マカオ、台湾のデータを除く。）

PCT 国際出願	受理件数	国内出願人
2020 年	**6.2 万**	**5.7 万**
2019 年同期	5.2	4.8
2019 年 1～12 月	6.1 万	5.7 万

単位：万	受理件数			結審件数		
	2020 年	2019 年同期	2019 年 1～12 月	**2020 年**	2019 年同期	2019 年 1～12 月
拒絶不服審判	**4.96**	5.0	5.5	**4.49**	3.4	3.7
無効審判	**0.55**	0.6	0.6	**0.68**	0.5	0.5

商標：

単位：万	商標登録出願		異議		各類審判	
	出願件数	登録件数	申請件数	審査完成	申請件数	結審件数
2020 年	**840.9**	**517.3**	**12.0**	**13.2**	**32.7**	**32.5**
2019 年同期	712.1	589.3	13.2	8.1	33.2	30.5
2019 年 1～12 月	783.7	640.6	14.4	9.0	36.1	33.7

Add: 中国北京市豊台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161
Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage:www.cnkip.com

2. WIPO、2020 年 12 月 7 日に「世界知的財産指標」年次報告を公布

世界知的所有権機関（WIPO）は 12 月 7 日に、年次報告書の「世界知的財産指標（World Intellectual Property Indicators）2020」を発表した。2019 年全世界の特許出願件数が前年比 3.0%減の 322 万件で、金融危機下の 2009 年以来 10 年ぶりに減少したという。

中国国家知識産権局が受理した特許出願件数は 140 万件に達し、引き続き世界最多となり、2 位の米国の 2 倍以上となった。報告書は、中国が知的財産権の質的向上を誘導すべき力を入れていることにも注目した。これは中国のイノベーション重視、又は知的財産権保護の強化に関する一連法政策の打ち出しと実施によるところが多いと考えられる。

中国以外の上位国・地域の特許出願件数は、米国が 4.1%増の 62 万件、日本が 1.8%減の 31 万件、韓国が 4.3%増の 22 万件、欧州（欧州特許庁、EPO）が 4.1%増の 18 万件だった。

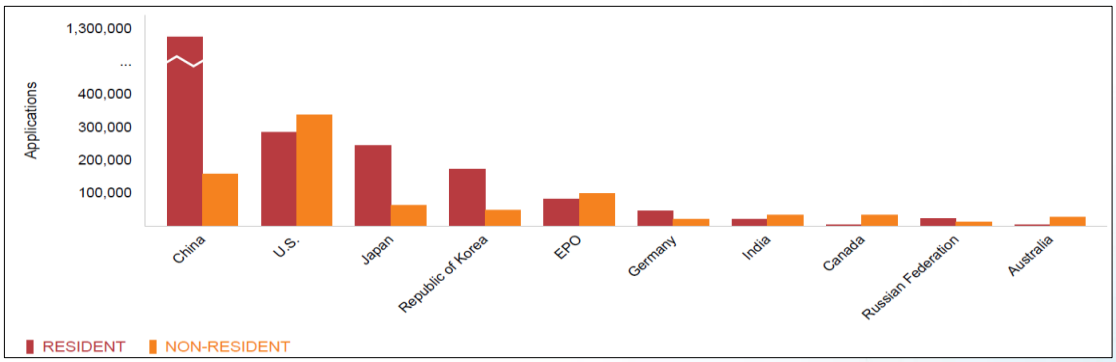

商標出願件数の上位国は、中国が 6.4%増の 783 万件、米国が 5.1%増の 67 万件、日本が 6.7%増の 55 万件だった。

意匠出願件数の上位国は、中国が 0.4%増の 71 万件、欧州（EU 知的財産庁、EUIPO）が 4.4%増の 11 万件、韓国が 1.5%増の 7 万件だった。

リソース：（統計 1&2）
CNIPA https://www.cnipa.gov.cn/module/download/down.jsp?i_ID=155702&colID=87
CNIPA https://www.cnipa.gov.cn/20191218100330051210.pdf
CNIPA https://www.cnipa.gov.cn/20200203123754249256.pdf
WIPO https://www.wipo.int/edocs/pubdocs/en/wipo_pub_941_2020.pdf

Newsletter

Add: 中国北京市豊台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161
Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage:www.cnkip.com

Topic-4

ブリーフニュース

1. CNIPA、「専利審査指南」の改正案が正式公布され、2021 年 1 月 15 日から施行

2020 年 12 月 14 日に、CNIPA は「専利審査指南」改正案を正式に公布した。改正後の「指南」は 2021 年 1 月 15 日から施行される。

この前、CNIPA は「指南」の改正案について今年 9 月と 11 月にそれぞれ意見募集を行った。9 月の第一回の意見募集稿は「指南」の第二部分第十章に関わる内容となり、11 月の第二回意見募集の内容は残りの部分となっている。

また、今回の決定案には、主に第一回意見募集稿に改正された第二部分第十章の内容となり、意見募集稿の内容と比べて実質的な変更はなかった。具体的に、補充提出の実験データ、組成物に関する請求項のその他方式の限定、化合物の新規性と進歩性、生物材料の寄託機関の追加、モノクローナル抗体の請求項の記載、生物技術分野の発明の進歩性などが含まれる。

詳細は、弊所ニュースレター10 月号に記載しておりますが、下記リンクをご参考ください。

リソース：CNIPA https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/12/14/art_74_155606.html
北京路浩 http://www.cnkip.com/jp/show.php?mid=1362&id=2058&par_mid=&gar_mid=

2. CNIPA、知財行政法執行の指導事例を発表

2020 年 12 月 15 日に、CNIPA は知的財産権における行政法執行の指導事例（第一期）を発表した。事例の狙いとは、法執行の標準を統一し、業務の質を向上させ、又は知財の行政法執行のガイダンスとすることである。

事例には、商標関係が 3 例で、そのうちの 1 例の権利者が日本企業となり、その他に、特許関係が 1 例と集積回路デザイン関係が 1 例の計 5 例が取り上げられた。以下はいくつかを選んで簡単に紹介する。

Newsletter

Add: 中国北京市豊台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161
Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage:www.cnkip.com

例1	上海市崇明区市場監督管理局が上海章元社による「邓（鄧）白氏」商標権侵害を処理した事件
概要	●上海華夏鄧白氏社は、米ダンズ社から第 35、36 類において、第 1185850 号「邓（鄧）白氏」、第 26031783 号「邓（鄧）白氏编码」、第 25252382 号「DUNS」などの商標使用を許諾されている。 ●上海章元社は以前に米ダンズ社の加盟社として関連商標の所属を知っているながらも、他人とネット広告宣伝契約を結び、さらに 2018 年 12 月から「『官』ダンズ識別コート—国際承認—グロバル通用できる企業識別コートシステム」という表記で宣伝し、他人に米ダンズ社の被授権許可者と誤認させて関連業務を行った。
処罰	商標法 57 条 2 項に規定している商標侵害行為に該当した。商標法 60 条によって、上海章元社に侵害行為の停止を命じ、且つ 53.973 万 RMB の罰金を科した。
参考	**インターネットで他人の登録商標を広告検索キーワードとして使用し、又はネット広告検索結果の画面に他人の登録商標を表記する行為は、「商標の使用」と見なされた。 又、前記の使用によって消費者に商品の由来を誤認させたと認定された。**

例2	元の北京市工商行政管理局豊台支局が北京宏源利得社による「Tiger」商標権侵害を処理した事件
概要	●官庁はあるモールで北京宏源利得社が（株）アシックスの商標「Tiger」を付いているスニーカーを販売していたことを判明した。 ●北京宏源利得社が福建艾詩克詩社と加盟関係で、スニーカーの代理販売をしていた。販売したスニーカーに付いている右の標識が（株）アシックスの登録商標と類似する。 ●北京宏源利得社が販売商品が侵害商品だと知らず、商標法 60 条 2 項による責任免除を主張した。 ●官庁が調べた結果、北京宏源利得社と福建艾詩克詩社の株主が互いに任職していることが判明され、さらに、福建艾詩克詩社が以前に（株）アシックスと類似する商標を登録出願したこともある。 ●北京宏源利得社が侵害商品を 15 経営者に提供し、在庫を合わせて違法金額が 1000 万以上達した。
処罰	商標法 57 条 3 項に規定している商標侵害行為に該当した。商標法 60 条 2 項によって、北京宏源利得社に侵害行為の停止を命じ、侵害在庫品を没収し、罰金 5500 万強 RMB を科した。
参考	**サプライヤーが対象商標の類似商標を出願した経歴があるにもかかわらず、類似標識を使い続けて、主観的な故意的侵害とされた。代理販売者はサプライヤーと重要な繋がりが存在し、商標の使用が侵害行為となることを知っている又は知るべきとされるため、免責要件に該当しなかった。**

例3	河北省邯鄲市知識産権局が特許分割出願に関する臨時的保護期間での実施料を調停した紛争案件
概要	●権利者の王氏は所有している特許に関する臨時的保護期間でのロイヤリティについて、ある金融機構を被請求人として官庁の調停を申請した。 ●調べた結果、当該特許は分割出願であり、親出願とともに登録済みで、法的に有効である。 ●争点は、臨時的保護期間の起算日が親出願の公開日か分割出願の公開日かである。本件は親出願の公開日はより早かったので、それを起算日とされた。
参考	**臨時的保護期間とは特許の公開日から登録日までの期間となる。中国の専利法実施細則により、専利部門は当事者の請求に応じて、特許における公開から登録までの実施料紛争について調停することができる。分割出願において、臨時的保護期間の起算日を、親出願と分割出願それぞれの公開日のより早い日とする。**

リソース：CNIPA https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/12/15/art_75_155622.html

Newsletter

Add: 中国北京市豊台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161
Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage:www.cnkip.com

Topic-5

路浩ニュース

2020 年 12 月 14 日に、弊所弁護士の劉晶婷は中国 IPG の専門委員会会合で「民事訴訟における証拠に関する若干の規定(2019)——改正要点に関する検討」をテーマにして演説した。

具体的な内容について、（一）自認について、（二）証拠形式、（三）電子証拠、（四）法院への調査・証拠収集及び保全の申立、（五）鑑定について、（六）書証提出命令、（七）挙証期間、（八）証拠質疑、という八点を法的視点から説明した。また、事例を挟んで説明する形で聴衆者に分かりやすいように説明したので、好評された。

路浩知识产权集团
您的全能智慧管家
北京路浩 CN-KnowHow
路浩网尽知权事 万事不必寻别家